

第 1 1 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 0 年 9 月 3 0 日 午後 2 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	中島 章皓（委員長）、三神 和子（委員長職務代理者）、 加藤 正克、清田 明、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 教育改革担当課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1 . 第 3 7 号議案 図書館経営協議会（仮称）委員の推薦について 2 . 第 3 8 号議案 文化財保護審議会（答申）について 3 . 報告事項 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会への諮問について 4 . 報告事項 財産（明治天皇御野立所跡）の処分について 5 . 報告事項 平成 2 0 年度区立小中学校入学相談・説明会の開催結果について 6 . 報告事項 情緒障害等通級指導学級の新設について	

審議経過

委員長)

第11回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は加藤委員と清田委員にお願いいたします。

(1) 第37号議案 図書館経営協議会(仮称)委員の推薦について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

私の方から三神委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員全員 了承)

委員長)

それでは図書館経営協議会委員に三神委員を推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員全員異議なし 第37号議案了承)

(2) 第38号議案 文化財保護審議会(答申)について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ございますでしょうか。

委員)

登録された遺物はどこに保管しているのでしょうか。

教育総務課長)

廃校の空き教室の一部を使っています。それだけでは収まらないので、三芳グランドにコンテナを6基置いて、一部そこに移そうと計画しています。

委員)

登録したものは毎年増えていくと思いますが、管理や保管場所についてはきちんと確保できるのでしょうか。

教育総務課長)

保管する場所の容量もありますので、廃棄する基準を作ることも検討していかなければいけないと思います。古いものから廃棄するという基準ではなく、価値の問題となります。貴重さに関しては時間が経っても薄れていくものではありませんので、難しいところです。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第38号議案了承)

(3) 報告事項第1号 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会への諮問について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ありましたら、お願い致します。

委員)

保有個人情報開示請求可否決定通知書を出した後に、本人から不服申立てがあったというのでしょうか。

教育総務課長)

そういうことでございます。一部のみ開示をしたことに対して、不服申立てがありました。ですので、個人情報保護審査会に諮問して豊島区教育委員会として決定する前に意見を伺う手続きです。

委員)

異議申立の理由のところ、下位法である個人情報法は上位法である憲法や民法に従うべきであるとの記載があります。これは法律論だと思いますので、覆すことはできません。この法律論を介して、本人を説得することはできるのでしょうか。

教育総務課長)

たとえ個人情報法が下位法で、憲法や民法が上位法だとしても、憲法でも個人の情報は保護されるとなっております。豊島区教育委員会のとった処分と合致すると思います。

教育総務部長)

憲法でも、プライバシーや思想・信条の自由は保護されます。ですから、異議申立理由には矛盾があるかと思えます。

委員)

それではこの件については、プライバシーを保護するという観点から、すべての情報を知るにはあたらぬということなのでしょうか。

教育総務課長)

例えば、夫婦であっても場合によっては、知りえる情報は制限されると思います。ただし当事者本人たちが、情報開示に同意すれば、お互いの情報は知りえることができます。

教育長)

豊島区教育委員会はプライバシーに配慮して、情報を一部非公開にしました。今度は個人情報審査会に、豊島区教育委員会がとるべき処置について意見を確かめるということでしょうか。

教育総務課長)

そういうことでございます。個人情報保護審査会では、我々の処置に対してご意見をいただきます。その意見をいただいて、今後どうするか決めるのは豊島区教育委員会です。ただ個人情報保護条例には、個人情報審査会の意見を尊重すべきとの文言があるので、審査会の意見に配慮しながら、今後の対応を決めていきます。

委員長)

他にご質問等はありませんでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第2号 財産(明治天皇御野立所跡)の処分について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員)

売却にあたって、保存と管理が条件となっておりますが、これは了解が得られる見通しなのでしょうか。

教育総務課長)

何回か話をしまいましたが、この件につきましては概ね了承をいただいております。区議会の常任委員会にもすでに報告をいたしました。

委員)

売却すると、売却益は教育委員会の財産となるのでしょうか。

教育総務部長)

現在は教育委員会の教育財産ですが、売却するときは豊島区の普通財産として財産の所管換えを致します。普通財産として売却されますので、それが教育関係の基金や教育の予算に必ず返ってくるとは言えません。

委員)

御影石はそのまま残すのでしょうか。

教育総務課長)

そのまま残すつもりでございます。

委員)

ではその位置決定など細かいことは、業者にまかせるということでしょうか。

教育総務課長)

こちらの意向を汲んでいただきます。

教育総務部長)

売却の条件として碑の移転や維持管理など話し合いをしてきました。そういったものを明文できちんと残して、対応していきたいと思っております。

委員長)

それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第3号 平成20年度区立小中学校入学相談・説明会の開催結果について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

何かご質問、意見等ありますでしょうか。

委員)

説明会を知った理由を見ると、学校からのチラシが有効であることがアンケート結果から分かります。相談件数も減ってきていますが、これは説明会が周知されてきたということでしょうか。

教育総務課長)

そういう傾向があると思っております。ただ、毎年それほど相談件数は変わりません。

教育総務部長)

関連して、相談会を続けた方がいいですかという問には、小学校、中学校共に90%以上の方が続けた方がいいという回答をしておりますので、相談会についてはかなり評価してくださっていると思います。

委員)

相談内容で放課後事業についての件数が1番多いですが、具体的にはどのような相談があったのでしょうか。

教育総務課長)

スキップが自分の希望する学校にあるかどうか、別のスキップに行くことができるかどうかという確認が多いようです。

委員)

ということは、スキップの情報がある程度、保護者たちに流れているということでしょうか。

教育総務課長)

保護者たちは先輩保護者から聞いたりするなどして、このような情報を早く得ているようです。

委員)

中学校説明会の問5についてですが、なぜ各学校の特色を説明してほしいという意見ができるのでしょうか。この説明会にはそれを聞くために参加したのではないのでしょうか。

教育総務課長)

まず、説明者の校長先生から30分くらい全体の説明があります。その後、各学校のブースにて説明を個別に受けたり、相談をしたりという流れになります。学校案内の資料等で情報提供もしていますが、校長先生からの説明を聞いただけですと、各学校の特色が分からないという意見なのかもしれません。

教育長)

まさにこれはその通りで、校長会を代表してのプレゼンテーションですから、具体的に個別の学校に対して説明をするわけにいきません。もし各学校の特色や活動内容を知りたいければ、各学校ブースで校長先生の話の聞いたり、参観週間に行って下さいということですね。去年は説明会の参加者が多く、会場がいっぱいになりました。なので今年は豊島公会堂で実施しましたが、やはり会場がいっぱいになりました。小・中学校ともに説明会参加者は増えています。

委員)

校長先生と直接話しができてよかったという意見もあります。これだけの時間を割いて、説明会を実施してくれたことが伝わっているのだと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第 4 号 情緒障害等通級指導学級の新設について

< 教育指導課長 資料説明 >

委員長)

ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員)

1 つ教室を作ると、何人の教員が配置されるのでしょうか。

教育指導課長)

東京都の配置基準がございまして、特別支援学級は 1 学級プラス 1 人の教員が配置されることとなります。つまり、情緒障害等通級指導学級は定員が 10 名なので、1 人から 10 人までの学級には 2 人の教員が配置されます。11 人から 20 人までの学級は 2 学級となりますので、学級プラス 1 人の教員となり 3 人の教員が配置され、20 人の児童を 3 人の教員で受け持つこととなります。ですから、学級の数が多くなればなるほど、1 人の教員が持つ児童の比率は多くなります。千早小学校は 2 学級ですので 3 人の教員、南池袋小学校は 5 学級ですので 6 人の教員で児童を受け持っています。このように特定の学校で集中的に教育をするよりも、より多くの学校でこのような教室があった方が手厚い教育ができると思います。教員の確保も難しいので、専門性のある優秀な教員が若手を育てて継承していく方法をとらざるを得ない状況もございます。

委員)

現在東部地区の子どもは、南池袋小や千早小に通っているということでしょうか。

教育指導課長)

そういうことでございます。

委員長)

南池袋小学校の 5 学級は多いですね。

教育指導課長)

南池袋小も千早小も先生の熱心な指導により、大変評判がいいです。通級を希望されない親御さんもいますが、指導の様子を見て、通級を開始する児童も増えております。学級数が多ければ多いほど先生の担当する児童数も増えますので、3 地区に分けて均等にできればいいと思っております。

委員)

教室を改修するにあたって、工事費は予算に入っているのでしょうか。

教育指導課長)

平成 21 年度の投資的経費として新たに計上していきたいと思っております。新規予算として担当課とも協議していきたいと思っております。

委員)

4 月に学級を開設して、教室の改修工事は夏ということですが、4 月の段階でもある程度の改修は必要だと思います。

教育指導課長)

現在ランチルームとして使用しているところですので、特別支援学級用に施設整備していく必要があります。年度当初は1日に2～3人が通級すると思われます。夏休みが終われば工事も完了しますので、夏までは何とかこの状態で乗り切りたいと思います。

委員)

校長会でも要望があったということですが、具体的にはいつごろからでしょうか。

教育指導課長)

南池袋小の学級数が増えてきたので、区の特別教育推進委員会等でも検討し、念願が叶って平成19年に千早小が開設しました。ところが実際はこの2校だけでは足りないという実情で、昨年の秋の段階で東部地区にも開設してほしいという要望が出てきました。

委員)

保護者からこのような要望はなかったのでしょうか。

教育指導課長)

P T A 連合会からの要望書等の資料は持ち合わせていませんが、今回のような学級開設の動きには理解を示してくださっていると思います。夏休みにチームステップが相談会を実施しましたが、相談者がかなりいて、保護者の相談を受けたいという希望が多いことが分かりました。相談ニーズの高さにチームステップの手応えを感じています。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) その他

目白小学校の建替えを考える会の準備会について

旧真和中解体工事について

区議会一般質問状況

ホームページリニューアル

点検評価委員会の報告

(午後3時40分 閉会)